

議員案第19号

選択的夫婦別氏制度導入等の民法改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成8年6月19日提出

小金井市議会議員

和田 好 美

中 根 三 枝

佐 野 浩

鈴 木 洋 子

選択的夫婦別氏制度導入等の民法改正を求める意見書

1988年2月16日の最高裁判決は「氏名は・・・人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである。」と氏名の人格権を認め、自己の意思に反して氏名の変更を強要されないことを認めた。

法制審議会の本年2月26日の答申もこの線に沿うものであり、夫婦は同氏でも別氏でも選べることになっている。また、法制審議会民法部会がこのテーマを取り上げたのは、(1)女性の地位向上のための社会制度の整備という観点から婚姻法制等を見直す動きが国際的な潮流となっており、我が国においても政府の施策とされていること。(2)女性の社会進出に伴い、婚姻によって氏を改めることが社会生活上不利益をもたらす事態が増加する一方、少子時代を迎えて、家名を維持するため婚姻をちゅうちょするという事態が生じており、これらの問題の解決策として夫婦の氏の在り方を見直す必要があること。(3)離婚原因及び離婚に伴う子の監護や財産分与の在り方について、現行の規定を整備する必要があることなどの理由によるものである。

我が国において、先の日本世論調査会が実施した全国世論調査で明らかになったことは、60歳以上の女性の70%が夫婦別氏には反対で、それに対して20代は73%が賛成していることである。そこで、このような世代間の意識のずれを十分考慮の上、選択的夫婦別氏制度の早期実現を図る必要があると考える。

よって、小金井市議会は、早急に民法改正をし、夫婦別氏制度が実現されるように強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年6月 日

小金井市議会議長 清水 健

内閣総理大臣
法務大臣 様